

# 答 申

## 1 審議会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が平成30年2月22日29広第2203号で行った個人情報不開示決定（以下「本件決定」という。）において不開示とした情報のうち、表題、開催日時及び場所、出席者の氏名、会議に付した事案の件名、第一部会（審査請求部会）の会長による開会に関する発言、口頭意見陳述における審査請求人が入室して退出するまでの審査請求人、同部会の会長、委員、実施機関、補佐人及び事務局の発言、同部会の会長による閉会に関する発言及び同部会の会長による署名の部分は開示すべきである。

## 2 審査請求に係る対象個人情報の開示決定状況

審査請求に係る対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、平成29年10月19日開催の福岡県個人情報保護審議会第一部会（審査請求部会）の会議録に記載された審査請求人の個人情報として実施機関が特定した情報である。

実施機関は、本件個人情報について、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第14条第1項第3号（審議・検討等情報）に該当するとして、その全てを不開示とした。

## 3 審査請求の趣旨及び経過

### (1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

### (2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、平成29年12月22日付けで、実施機関に対し、条例第13条第1項の規定により、本件個人情報に係る開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 実施機関は、平成30年2月22日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、平成30年2月24日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、審査請求を行った。

エ 実施機関は、平成30年6月21日付けで、福岡県個人情報保護審議会に諮問した。

## 4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 福岡県個人情報審議会の口頭意見陳述の際、議事の録音が認められなかったため。

## 5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由を要約すると、次のとおりである。

### (1) 条例第14条第1項第3号該当性について

福岡県個人情報保護審議会は、条例第2条第1項第4号において定める実施機関が行った個人情報不開示決定処分等に対する審査請求に係る諮問に対し、実施機関の開示・不開示の判断が適法、妥当かどうかなどについて審議しており、不開示等とされた個人情報が記録された公文書を審議会の委員が直接見分し、公正・中立な立場から自由かつ率直に討議を行っている。

本件個人情報に係る審査事案については、本件不開示決定を行った時点において同審議会で審議中であり、本件個人情報が開示されると、審査請求人に同審議会における審議の方向性を推測させることにより誤解や憶測を招き、ひいては今後の同審議会での審議において、委員の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあると認められるため、不開示としたものである。

## 6 審議会の判断

### (1) 本件個人情報の性格及び内容について

#### ア 福岡県個人情報保護審議会について

福岡県個人情報保護審議会は、条例第51条の規定により設置される知事の附属機関であり、条例の規定に基づき意見を求められたものについて意見を述べ、条例第41条第1項の規定による諮問に応じて答申し、並びに個人情報保護制度に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて答申し、及び建議し、並びに住民基本台帳法第30条の40第2項に規定する事項について、調査審議し、及び建議することとされている。

同審議会には、第一部会（審査請求部会）及び第二部会（住基法・番号利用部会）を置き、第一部会（審査請求部会）は審査請求事案の審査に関することを所掌することとされている（同条例第55条、福岡県個人情報保護審議会運営要領第2条）。

なお、同審議会の行う不服申立てに係る調査及び審議の手続は、条例第63条の規定により、非公開とされている。

#### イ 本件個人情報について

平成29年10月19日に開催された第一部会（審査請求部会）では、審査請求人が行った、個人情報部分開示決定処分及び個人情報不開示決定処分に対する審査請求に関する審査において、当該審査請求人の口頭意見陳述が実施され、審査請求人が発言している。

実施機関が本件個人情報として特定した当該審査に係る会議録には、表題、開催日時

及び場所、出席者の氏名、審査した事案の件名に加え、会議の内容について、事案ごとに発言者及び発言内容が逐語的に記載され、末尾に会議録確定のための同部会の会長による署名が記載されている。

会議の内容は、審査請求人が行った審査請求の審査のほか、同日に行われた他の審査請求人（個人）の審査請求の審査についても、審査請求人の事案とは分離可能な形で記載されている（以下当該箇所を「他の審査請求人の情報」という。）。

なお、本件不開示決定を行った時点において同審議会で審議中であった審査請求人が行った審査請求については、現時点で答申しており、同審議会として結論を出すに至っている。

## (2) 本件請求に係る個人情報の特定について

本来であれば、本件請求に係る個人情報は、本件個人情報のうち、開示請求者である審査請求人の情報が記載された部分のみであり、他の審査請求人の情報は、本件請求の対象とはならない。

したがって、審査請求人はそもそも他の審査請求人の情報の開示を求めることはできず、実施機関はこれを本件決定の対象外とすべきであったと判断される。よって、実施機関が本件決定で不開示としている他の審査請求人の情報は、上記のように本来開示を求めることができない箇所であるため、当該箇所が開示されなかったのは結果において妥当である。

## (3) 条例第14条第1項第3号該当性について

### ア 本号の趣旨

本号は、行政内部で行われる審議等の意思形成過程における情報の中には、未成熟あるいは事実関係の確認が不十分な情報が含まれている場合があり、これらの情報をそのまま開示すると、県民の誤解や憶測を招くおそれ又は特定の者に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれなどがあるため、審議・検討等情報の不開示情報としての要件を定めたものである。

「審議、検討又は協議に関する情報」とは、県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の事務又は事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、企画、意見調整、打合せ、相談等の名称で様々な審議、検討又は協議が行われており、これら各段階において行われる審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得した情報をいう。

「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、開示することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合をいい、適正な意思決定手続の確保を保護するものである。

「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断される。

審議、検討等に関する情報については、行政機関としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が全体として一つの政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が行われるものであることに注意する必要がある。また、審議、検討等が終了し当該意思決定が行われた後であっても、当該審議、検討等に関する情報が開示されると、県民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合があれば、本号に該当し得る。

## イ 該当性の判断

他の審査請求人の情報については、(2)において論じたとおりであるため、ここでは、本件個人情報のうち審査請求人の情報が本号に該当するか否かについて以下判断する。

### (7) 同部会の調査審議手続の非公開について

福岡県個人情報保護審議会は、県の政策や制度のあり方などについて建議する民意反映型の審議会等とは異なり、実施機関が保有する個人情報の不開示決定等に対する審査請求について、実施機関の諮問に応じて審議し、答申する準司法的な機能を有するものである。

また、同審議会に設置された第一部会（審査請求部会）は、諮問実施機関の開示・不開示の判断が妥当かどうか、部分開示の範囲が適切かなどについて迅速かつ適切に判断することが要請されていることから、審議の過程においては、インカメラ審理に加え、委員による意見表明及び議論が何らの制約を受けることなく、非公開の場で自由かつ率直に行われることが必要不可欠である。そのため、同部会の行う調査及び審議の手続については、条例第63条の規定により、非公開とされている。

### (イ) 意見の交換及び説明の部分について

本件個人情報のうち審査請求人の情報には、同部会委員の間で行われた意見の交換及び同部会事務局が行った説明が逐語的に記載されており、同審議会が答申する前にこれを開示することとなれば、同部会の調査及び審議の手続は非公開とされていることも踏まえると、同部会委員の発言内容が原因となって、審査請求人等から不当な圧力や干渉等の影響を受けるなどにより、審議過程における同部会の意思決定の中立性

が不当に損なわれるおそれが認められる。

また、同審議会が答申した後であっても、同部会委員の発言や同部会事務局の説明を開示することが前提となれば、同部会の調査及び審議の手続は非公開とされていることも踏まえると、今後行われる同部会の審議において、同部会の委員及び事務局が、その発言内容を原因として審査請求人等から不当な圧力や干渉等の影響を受けることを懸念して発言を差し控えるほか、審議過程において、同部会事務局が委員の意見交換に資する情報を十分に提供できなくなるおそれが認められ、ひいては、同部会における自由かつ率直な意見交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれが認められる。

以上のことから、本件個人情報のうち審査請求人の情報について同部会委員の間で行われた意見の交換及び同部会事務局が行った説明の部分は、本号に該当すると判断される。

ただし、口頭意見陳述において、審査請求人が入室して退出するまでの審査請求人の発言、同部会の会長、委員、実施機関及び事務局の発言については、審査請求人が意見陳述人として出席し、自ら意見を述べ、同部会委員との間で質疑応答を行った記録であり、同部会委員からの質疑は、審査請求人や実施機関の主張や説明を明確にするために、知事の附属機関としての公正さについて審査請求人等に疑いを持たせることがないように配慮しつつ行われるものであることを考えると、これらの情報を開示したとしても、審議過程における同部会の自由かつ率直な意見交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められず、本号に該当しないと判断される。

#### (ウ) 意見の交換及び説明以外の部分について

本件個人情報のうち審査請求人の情報中、表題、開催日時及び場所、出席者の氏名、会議に付した事案の件名、同部会の会長による開会及び閉会に関する発言、同部会の会長による署名の部分は、本号に該当するとまでは認められないため、開示すべきであると判断される。

以上の理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。